

改訂の主な内容

○書面の電子化及び I T 総会・理事会等 D X への対応

- 書面の電子化や IT を活用した説明等を可能とする規定等の整備
- 理事会・総会を WEB 会議で開催する場合の機器の調達、貸与及び設置に関する業務範囲や費用負担の明確化

○担い手確保・働き方改革に関する対応 (カスタマーハラスメント、管理員・清掃員の休暇取得等)

- カスタマーハラスメントへの対応に関する規定等の整備
- 管理員・清掃員の計画的な休暇、やむを得ず勤務できない場合の休暇、勤務時間外への対応の明確化

○マンション管理業の事業環境の変化（居住者の高齢化、感染症のまん延等）への対応

- マンション内で、感染症の流行により組合員等の共同生活に影響を及ぼすおそれがある場合や、組合員等に認知症の兆候がみられ、管理事務の適正な遂行等に影響を及ぼすおそれがあると認められる場合等に、協議により相手方への通知事項の対象としうることや、通知を受けた際の対応をコメントに記載
- 孤立死（孤独死）等、専有部分における事件・事故の際の対応についてコメントに記載

○その他

- （逗子のマンション法面崩落事案を踏まえ）管理業者の受託する管理業務の範囲が明確に規定されるよう、契約締結に際し、その内容を双方が明示的に確認すべきことをコメントに記載
- 個人情報保護等に関する規定の充実
- 宅地建物取引業者等への提供・開示事項の拡充（長期修繕計画等の写しの提供、点検・検査・調査の有無、管理員業務や清掃の内容等の開示）